

第100回 宇部市都市計画審議会 議事録（概要）

【日 時】	令和5年11月2日（木）14時00分～15時00分
【場 所】	宇部市役所 3階 会議室3-3
【出席者】	10名
【欠席者】	0名
【幹 事】	4名
【次 第】	<p>1 議案</p> <p>（審議事項）</p> <p>第1号 宇部都市計画公園の変更について（真締川公園）</p> <p>第2号 宇部都市計画土地区画整理事業の変更について （小串土地区画整理事業）</p> <p>2 その他</p>
【議 事】	<p>（審議事項）</p> <p>第1号 宇部都市計画公園の変更について（真締川公園）</p> <p>事務局から説明</p> <p>〈質疑応答〉</p>
（委 員）	<p>緑橋付近の道路形状はどのように変わるのか。また、そのことにより、何かメリットやデメリットはあるのか。</p>
（事務局）	<p>緑橋東側の交差点改良を目的に公園の一部を道路の区域に取り込む。現状の車道幅員では1車線ごとの幅員が満足していないため、基準を満たす幅員に整備することにより、駐車場利用者・歩行者の安全性を確保する。なお、現在、旧税務署跡地に平面駐車場の工事をしている最中だが、工事完了後は平面駐車場に駐車した車両は、緑橋交差点南側が出口となる。</p>
（委 員）	<p>交差点改良に伴って、予算の追加はあるのか。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>当初より平面駐車場整備の予算に緑橋交差点南側の整備を見込んでいたが、その後の公安委員会との協議により、交差点の北側も同様に拡幅が必要となったため、先の9月議会で補正予算の対応をしている。なお、これ以上の予算の追加は予定していない。</p>
<p>(委員)</p>	<p>平面駐車場の車の動線だが、一方通行となるのか。 また、これまでは国道190号から車の出入りができていたが、今後はすべて公園となり、進入できなくなるのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>車の動線については、立体駐車場と市役所本庁舎の間の通路から入場し、立体駐車場を利用された方は現在の立体駐車場の出入口から退場していただく。また、平面駐車場を利用された方は真締川側に設置する出口専用ゲートから退場していただくことで、車の動線を整理し、安全性の確保及び利便性の向上を図る計画にしている。 今後、市役所敷地、廃道敷地及び真締川公園を一体的な広場として整備するため、国道190号から車両の出入りはできなくなる。</p>
<p>(委員)</p>	<p>市役所敷地、廃道敷地及び真締川公園の一体的な整備については、どの部署が担当するのか。また、整備後の管理はどの部署が担当するのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>整備については新庁舎建設課が工事を発注する。また、現在、廃道敷地は新庁舎建設課、真締川公園は公園緑地課、市役所敷地は財産管理課が管理している。令和8年度、全体の公園整備が完成した以降の管理については、真締川公園から市役所敷地が一体的に繋がるため、今後、調整する予定である。</p>
<p>(委員)</p>	<p>新庁舎2期棟には、真締川公園側と国道190号側からの出入口は設けられる予定か。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>新庁舎2期棟の全体整備後は市道栄町線側にロータリーができ、庁舎のメインエントランスになる。また、その対面となる真締川公園側と国道190号側にも出入口を設けるほか、庁舎1期棟の増築になるため、1期棟</p>

	<p>から入られた方も2期棟へ出入りが可能な計画としている。</p>
(委 員)	<p>高齢者の立場から、新庁舎1期棟の玄関は旧市役所と比べ、バス停からの距離が長く、負担に感じていた。2期棟が完成することにより、国道190号側にも出入口ができるということで、移動の負担も少なくなるため安心した。</p>
(事務局)	<p>なお、バス停から新庁舎2期棟出入口の間には、シェルターを設置し、バスの利用者が雨に濡れず庁舎に出入りができるよう計画している。</p>
(会 長)	<p>計画としては新庁舎2期棟に表の出入口が設けられ、現在は暫定の姿ということである。宇部市としては、常盤通りのウォークアブル化等もあるため、それらと一体となって市役所周辺整備を進めていると思われる。その一環として、今回の都市計画決定の議案があるのだと理解している。</p> <p>また、市庁舎周辺の整備構想などはさまざまな形で示されているため、これまでの取組みのなかで合意形成がなされていると思われる。</p> <p>先程、委員から、公園整備後の全体の管理運営について質問があったが、完成した広場はまちづくりやイベント等で活用されることになる。今回の議案そのものとは関係ないが、その時、縦割りにならないように、実際活用される方がスムーズに利用できるような管理体制にしていきたい。</p>
	<p>(審議結果)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第1号 宇部都市計画公園の変更について</p> <p>《全会一致で原案のとおり可決された》</p>
【議 事】	<p>(審議事項)</p> <p>第2号 宇部都市計画土地区画整理事業の変更について</p> <p style="text-align: right;">(小串土地区画整理事業)</p> <p>事務局から説明</p> <p>〈質疑応答〉</p>

(委 員)	<p>今回、区域を廃止する島地区の範囲内に旧図書館が含まれている。その隣接地は計画区域内だが、宇部市の土地である旧図書館までも事業区域から外すということは、接道条件や高低差があるなど、事業を行うメリットがないということか。</p>
(事務局)	<p>旧図書館に隣接した北側の土地は、宅盤の高さが低く、また、土地区画整理事業は完了している。旧図書館の周辺は、代替事業で道路整備などを計画しているが、宅地造成などについては予定していないため、今の状況のまま残ることになる。</p>
(委 員)	<p>小串土地区画整理事業の区域の中心部が廃止される形だが、一度、事業の区域から外した後で、再度、区域に戻すことは可能か。今の住民は土地区画整理事業を求めていると説明があったが、10年、20年先に世代が替わった時に、区画整理を希望された場合、対応できなくなると思われる。土地区画整理事業を残したままで、住民の不便な箇所について代替案で整備をすることは出来ないのか。</p> <p>代替事業が土地区画整理事業から区域を廃止しないと出来ないのであれば、仕方がない。</p>
(事務局)	<p>今回廃止する区域以外については事業がほぼ完了している。道路や下水道などを整備するためには、土地区画整理事業の制限を外さなければ代替事業が出来ない。</p> <p>平成18年に、同じ小串土地区画整理事業の計画区域であった桃山地区を今回と同様に区域から外して、その後、代替事業により整備を行った経緯がある。島地区も桃山地区と同様の手法により整備を行う予定である。</p>
(会 長)	<p>実は今回が初めてではなく、以前にも桃山地区で同様の手続きを行ったうえで、代替事業による整備を実施している。土地区画整理事業は基本的に一体的に事業を進める必要があるため、逆にそのことが妨げとなり、結果的に放置している状況に至った要因となっている。今回の変更はこの手法を見直し、道路や下水道などについては代替事業により整備していくものである。</p>

<p>(委 員)</p>	<p>変更内容は島地区の区域廃止ということだが、地区全体をまとめて廃止する必要があるのか。地区の半分だけを廃止し、先程の旧図書館の周辺だけは事業を進めるといことはできないのか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>小串土地区画整理事業は事業認可をとり、昭和34年から事業を行ってきた。現在、島地区以外の事業認可をとった区域については、整備が完了しているが、残った島地区の区域だけが未整備の状況である。これまで、事業の進め方について地元関係者と話し合いを行い、他の手法での整備要望が多数であったことから、土地区画整理事業の区域を外し、代替事業で整備を行っていくこととした。</p> <p>例えば、島地区の半分を区域から廃止する場合、残りの半分は土地区画整理事業の区域のままとなり、依然として整備の見通しが立たないこととなるため、今回未着手の区域のすべてを土地区画整理事業から廃止し、代替の事業で環境整備を行っていくものである。</p>
<p>(会 長)</p>	<p>島地区は地形的なハードルも整備が遅れた要因となっている。地元の勉強会なども行われているが、地元の全体的な意向は、土地区画整理事業ではなく、道路や下水道の早期な整備要望であり、島地区を分けて考えていく必要性はあまりないと思われる。</p> <p>60年前に計画決定され、他の区域は既に道路などが整備されており、島地区だけ残っている。このことは、さまざまな障害があつてのことであり、例えばこの中の一部区域を今後、土地区画整理事業により減歩して道路整備を求められた場合でも、実施は難しいと判断をしているのだと思われる。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>地区全体を土地区画整理事業から外すことは、違和感がある。</p>
<p>(会 長)</p>	<p>宇部市としては60年間着手できていなかったが、本来この島地区は土地区画整理事業による整備が望ましいと判断されていたと思われる。もう一方で、60年間事業が進んでない現状があり、道路が狭小であることや下水道が整備出来ていないことなど、目の前の問題を無視出来ないことも</p>

	<p>あり、結果的に地元の方が望んだ整備を判断されたのだと理解している。</p>
(委 員)	<p>承知した。今回の手続きで小串土地区画整理事業のすべてが完了するの か。</p>
(事務局)	<p>現在の小串土地区画整理事業区域内の環境整備はすべて完了することにな る。なお、公共施設の維持管理などは継続して行っていく必要がある。</p>
(会 長)	<p>都市計画決定に則って行う事業はさまざまあるが、都市計画決定を伴わ ない道路事業なども選択可能だ。</p>
	<p>(審議結果) (審議事項) 第2号 宇部都市計画土地区画整理事業の変更について 《全会一致で原案のとおり可決された》</p>
【議 事】	<p>2 その他 (報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直しに向けて（経過報告） ・宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画の改定につ いて（事前報告） <p>事務局から説明</p> <p>〈質疑応答〉 意見なし</p>